

# VIEW ビューゴールドプラスカード 付帯保険のご案内(あらまし)

## 株式会社ビューカード 東京海上日動火災保険株式会社

このリーフレットはビューゴールドプラスカード付帯保険のあらましを説明したものです。実際のお支払い可否等の詳細につきましては、普通保険約款および特約条項に基づきます。このリーフレットの記載内容は、2024年1月現在のものです。内容について予告なく変更する場合がありますのでご了承ください。最新の内容は、ビューカードホームページ([www.jreast.co.jp/card/](http://www.jreast.co.jp/card/))をご確認ください。

### ●お問い合わせのご注意

保険会社への保険金のご請求やアシスタンスサービスをご利用の際には、カード会員資格(氏名、生年月日、住所、電話番号、クレジットカード番号等)および日本ご出国日等を確認させていただきます。業務受託会社もしくはカード会社のサービス提供時間等により確認およびサービスのご提供にお時間を要する場合がございますのであらかじめご了承ください。カード会員資格の確認が出来なかった場合には、保険金のお支払に関するご相談の受付やアシスタンスサービスのご提供はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

## 1 補償内容

### 1. 国内旅行傷害保険の補償内容(自動付帯)

#### 対象となる国内旅行事故

##### I. 「公共交通乗用具」搭乗中の事故

「公共交通乗用具」搭乗中の傷害事故(当該公共交通乗用具の乗客として改札口

##### ●保険内容に関するお問い合わせ

(取扱代理店)

株式会社 JR 東日本商事 保険部

0120-989-678 (9:30～17:00 土・日・祝日・年末年始)

##### ●保険事故に関するお問い合わせ

(海外旅行傷害保険の場合)

東京海上日動火災保険株式会社

本店損害サービス第一部 海外旅行保険損害サービス室

03-5537-3590 (9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始)

(国内旅行傷害保険の場合)

東京海上日動火災保険株式会社

ウェルネス保険金サポート部 傷害保険サポート第2チーム

03-6632-0694 (9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始)

(ショッピング保険の場合)

東京海上日動火災保険株式会社

ウェルネス保険金サポート部 傷害保険サポート第2チーム

03-6632-0694 (9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始)

##### ●付保証明書発行のお申し込み

(引受保険会社)

東京海上日動火災保険株式会社

本店営業第三部 鉄道運輸室

URL：<https://forms.office.com/r/gBVYVhSxZ6>

付保証明の発行まで2～3日営業日要する可能性があります。



を有する乗車場構内(改札口の内側)に在る間に限り)でのおケガも含まれます)

##### II. 「宿泊先」での事故

宿泊施設内での火災・破裂・爆発によって被った傷害事故

##### III. 「募集型企画旅行参加中」の事故

宿泊を伴う募集型企画旅行に参加中の傷害事故

被保険者(保険の対象者)はビューゴールドプラスカード会員(本人会員ならびに家族会員)となります。

担保項目	傷 害			
	① 死亡・後遺障害	② 入院	③ 手術	④ 通院
金額	最高5,000万円	1日につき5,000円 (フランチャイズ7日(*1))	入院保険金日額の10倍(入院中の手術(*2)) または5倍(入院中以外の手術(*2)) (フランチャイズ7日(*1))	1日につき3,000円 (フランチャイズ7日(*1))

I 被保険者が公共交通乗用具(\*3)に乗客として搭乗している間に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～④に該当した場合。  
被保険者が当該公共交通乗用具の乗客として改札口を有する乗車場構内(改札口の内側に在る間に限り)でケガをされた場合も含まれます。  
II 被保険者が宿泊をとまなう募集型企画旅行に参加中(\*4)に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～④に該当した場合。  
III 被保険者が宿泊施設に宿泊客として宿泊中に火災または破裂・爆発によってケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～④に該当した場合。  
\*3:「公共交通乗用具」とは、鉄道事業法、航空法、海上輸送法、道路運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される電車、航空機、船舶、バス、タクシー等をいいます。  
\*4:「募集型企画旅行に参加中」とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行を企画する旅行者等(以下「募集型企画旅行業者」といいます)があらかじめ手配した乗車券類等によって提供される当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等(運送・宿泊機関等には、被保険者が募集型企画旅行参加のため個別に利用する機関を含みません。以下この号において同様とします)のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行からの離脱および復帰の予定日時をあらかじめ募集型企画旅行業者に届け出ることなく離脱したとき、またはその離脱の時から復帰の時までの間またはその離脱の時から後は募集型企画旅行に参加していないものとします。  
なお、募集型企画旅行とは、旅行業法第4条第1項第3号に規定する企画旅行のうち、旅行者がその旅行業約款において募集型企画旅行として企画するものをいいます。

上記「保険金をお支払いする場合」のI～IIIにより被ったケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて180日以内に  
①死亡した場合、死亡・後遺障害保険金の全額をお支払いします。また、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金の4%～100%をお支払いします。  
上記「保険金をお支払いする場合」のI～IIIにより被ったケガが原因で、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に  
②入院された場合(フランチャイズ7日(\*1))、入院保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日からその日を含めて180日を限度とします。  
③手術(\*2)を受けた場合(フランチャイズ7日(\*1))、手術保険金をお支払いします(入院中の手術の場合には入院保険金日額の5倍をお支払いします(1事故につき1回が限度となります))。  
上記「保険金をお支払いする場合」のI～IIIにより被ったケガが原因で、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に  
④通院された場合(フランチャイズ7日(\*1))、通院保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日からその日を含めて180日以内に医師の治療を受けた場合で、その通院日数に  
対して90日を限度とします。

- \*1:「フランチャイズ7日」とは、事故発生の日から起算して7日目以降においてもなお入院または通院の状態にある場合に限って、1日目から入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いすることをいいます。事故発生の日から起算して6日目までに治療(入院または通院)が終了した場合は、補償の対象外となりますのでご注意ください。
- \*2:「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
  - ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術の算定対象として列挙されている手術(傷の処置や抜歯等お支払の対象外の手術があります)。
  - ・先進医療(\*5)に該当する所定の手術。
- \*5:「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります)をいいます。

例えば、  
①次のような原因により生じたケガ。  
・被保険者や保険金受取人の故意。  
・被保険者の闘争行為・自殺行為または犯罪行為。  
・戦争、その他の変乱(\*6)、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。  
・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失。  
・被保険者の無免許、酒気帯び、麻薬・危険ドラッグ等使用しての運転。  
・妊娠、出産、早産、流産、外科的手術その他の医療処置。  
・地震もしくは噴火またはこれらに伴う津波。  
・危険なスポーツ活動中の事故(危険なスポーツとは、アイゼン・ピッケル等の登山用具を使う山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます)。  
・自動車・原動機付自転車・自動二輪車・モーターボート等による競技・練習・試運転中の事故  
②他覚症状のないむちうち症、腰痛。  
\*6:戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為は除かれます。

## 2. 海外旅行傷害保険の補償内容(自動付帯・家族特約付帯)

#### 対象となる海外旅行事故

補償対象旅行期間は海外旅行の目的をもって住居を出発したときから、住居に帰着するまでとなります。ただし、日本を出国する日の前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時、かつ、日本を出国した日の翌日から起算して90日を限度とします。  
被保険者(保険の対象者)はビューゴールドプラスカード会員(本人会員ならびに家族会員)となります。  
なお、会員と同一行程でご旅行される場合に限り、生計を一にする20歳未満のお子様も被保険者(保険の対象者)となります。

担保項目	傷 害		疾 病		賠償責任	携行品損害	救護者費用	
	死亡・後遺障害	治療費用	治療費用	治療費用				
金額	本人	最高5,000万円	1傷害治療 200万円限度	1疾病治療 200万円限度	1事故 3,000万円限度	1旅行かつ年間累計額 20万円限度	年間累計額 100万円限度	
子供*1	最高1,000万円							
保険金をお支払いする場合	被保険者が、旅行期間中の偶然な事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または後遺障害が生じた場合。	被保険者が、旅行期間中の偶然な事故によってケガをし、医師の治療を受けた場合。	海外旅行開始後に発病した病気を經過し、旅行終了後72時間を経過後に医師の治療を受けた場合。または海外旅行中に感染した特定の感染症(※1)を発病し、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けた場合。ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。 *1:感染症法第6条に規定する①類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、同法第7条第1項の規定に基づき設けられた指定感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられている指定感染症をいいます。また、保険の対象となる方が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。	海外旅行開始後に発病した病気を經過し、旅行終了後72時間を経過後に医師の治療を受けた場合。または海外旅行中に感染した特定の感染症(※1)を発病し、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けた場合。ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。 *1:感染症法第6条に規定する①類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、同法第7条第1項の規定に基づき設けられた指定感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられている指定感染症をいいます。また、保険の対象となる方が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。	旅行期間中に他人にケガをさせたり、他人の物(*3)に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合。 *3:レンタル会社より被保険者(直接の对象となる方)が直接借用した旅行用の客室・生活用品、宿泊施設の客室・宿泊施設の客室内の動産(窓ガラス、カーテン、ソファ、クッションのキーを含みます)。居住施設内の部屋・部屋内の動産(建物またはハウスの戸室全体を賃借している場合を除きます)を含みます。	旅行期間中に他人にケガをさせたり、他人の物(*3)に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合。 *3:レンタル会社より被保険者(直接の对象となる方)が直接借用した旅行用の客室・生活用品、宿泊施設の客室・宿泊施設の客室内の動産(窓ガラス、カーテン、ソファ、クッションのキーを含みます)。居住施設内の部屋・部屋内の動産(建物またはハウスの戸室全体を賃借している場合を除きます)を含みます。 【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	旅行期間中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりたまたま死亡された場合を含みます)。 ②旅行期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや旅行期間中に発病した病気により、3日以上続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります)。 ③病気、妊娠、出産、流産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合。 ④旅行期間中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。 ⑤乗っている航空機・船舶が遭難した場合、被保険者または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。なお、お支払いする保険金は、救護者費用等保険金額が保険期間中の限度となります。 ①捜索救助費用。 ②救護者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救護者3名分まで)。 ③救護者の宿泊施設の客室料(救護者3名分かつ救護者1名につき14日分まで)。 ④救護者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計20万円まで)。 ⑤現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額は差し引きします)。 ⑥遗体処理費用(100万円まで)。 ※傷害治療費用または疾病治療費用で支払われるべき金額は差し引きません。	
お支払いする保険金	①死亡した場合、死亡・後遺障害保険金の全額をお支払いします。 ②後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金の4%～100%をお支払いします。	下記の費用で実際に支出した治療費のうち社会通念上妥当と認められる金額(初診の金額(事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限り)をいいます)。 ①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます)。 ②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費 ③薬手、義足の修理費 ④入院のため必要になったa. 国際電話料等通信費、b. 身の回り品購入費(1回のケガについて、bにについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします)。 ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額を負担した金額を差し引きします)。 ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 ただし、健康保険、労災保険など(海外において同様の制度がある場合の当該制度を含む)から支払いがなされた方が被保険者が必要とされない部分はお支払い対象となりません。	下記の費用で実際に支出した治療費のうち社会通念上妥当と認められる金額(初診の金額(事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限り)をいいます)。 ①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます)。 ②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費 ③入院のため必要になったa. 国際電話料等通信費、b. 身の回り品購入費(1回のケガについて、bにについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします)。 ④旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額を負担した金額を差し引きします)。 ⑤保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑥法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 ただし、健康保険、労災保険など(海外において同様の制度がある場合の当該制度を含む)から支払いがなされた方が被保険者が必要とされない部分はお支払い対象となりません。	下記の費用で実際に支出した治療費のうち社会通念上妥当と認められる金額(初診の金額(事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限り)をいいます)。 ①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます)。 ②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費 ③入院のため必要になったa. 国際電話料等通信費、b. 身の回り品購入費(1回のケガについて、bにについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします)。 ④旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額を負担した金額を差し引きします)。 ⑤保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑥法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 ただし、健康保険、労災保険など(海外において同様の制度がある場合の当該制度を含む)から支払いがなされた方が被保険者が必要とされない部分はお支払い対象となりません。	損害賠償金の額をお支払いします。 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 *1 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合または、あらかじめ東京海上日動にご相談ください。 *2 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しては必要・有益な費用をお支払いできる場合があります。 *3 被保険者が責任の対象となる方(責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります)。 *4:「再取得価格」とは、再取得価格(*7)から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。 *5:【再取得価格とは】 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。	携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした損害額(*5)をお支払いします。 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 *1 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合または、あらかじめ東京海上日動にご相談ください。 *2 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等をお支払いできる場合があります。 *3 被保険者が責任の対象となる方(責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります)。 *4:「再取得価格」とは、再取得価格(*7)から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。 *5:【再取得価格とは】 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。	例えば、 ①次のような原因により生じた携行品損害。 ・被保険者の故意または重大な過失。 ・被保険者や保険金受取人の故意。 ・けんか、自殺、犯罪行為。 ・戦争、その他の変乱(*8)、放射線照射、放射能汚染。 ・被保険者の闘争行為。 ・戦争、その他の変乱(*8)、放射線照射、放射能汚染。 ②職務遂行に関する(仕事上)の賠償責任。 ③航空機、船舶(*10)、車両(*11)、銃器(空気銃を除きます)の所有・使用・管理に起因する賠償責任。 ④親族に対する賠償責任。 *10: ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 *11: レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的スノーモービル等はお支払いの対象となります。	例えば、 ①次のような原因により生じた救護者費用。 ・被保険者/保険金受取人の故意または重大な過失。 ・戦争、その他の変乱(*8)。 ・放射線照射、放射能汚染。 ・被保険者の故意。 ・けんかや自殺行為(死亡された場合はお支払いの対象となります)。 ・犯罪行為。 ・山岳登山(*9)、その他危険な運動中のケガ、高山病等による入院または遭難。 ②むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの。 ③妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気および不妊症の治療による入院。 ④歯科疾病による入院。 ⑤無免許、酒気帯び、麻薬・危険ドラッグ等を使用した運転中に生じた事故による入院。
お支払いできない主な場合	例えば、 ①次のような原因により生じたケガ。 ・被保険者や保険金受取人の故意。 ・被保険者の闘争行為・自殺行為または犯罪行為。 ・戦争、その他の変乱(*6)、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失。 ・被保険者の無免許、酒気帯び、麻薬・危険ドラッグ等使用しての運転。 ・妊娠、出産、早産、流産、外科的手術その他の医療処置。 ・地震もしくは噴火またはこれらに伴う津波。 ・危険なスポーツ活動中の事故(危険なスポーツとは、アイゼン・ピッケル等の登山用具を使う山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます)。 ・自動車・原動機付自転車・自動二輪車・モーターボート等による競技・練習・試運転中の事故 ②他覚症状のないむちうち症、腰痛。 *6:戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為は除かれます。	例えば、 ①次のような原因により生じたケガ。 ・被保険者や保険金受取人の故意。 ・けんか、自殺、犯罪行為。 ・戦争、その他の変乱(*8)、放射線照射、放射能汚染。 ・被保険者の闘争行為。 ・戦争、その他の変乱(*8)、放射線照射、放射能汚染。 ②他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ③旅行開始前または旅行終了後に発生したケガ。	例えば、 ①次のような原因により生じたケガ。 ・被保険者や保険金受取人の故意。 ・けんか、自殺、犯罪行為。 ・戦争、その他の変乱(*8)、放射線照射、放射能汚染。 ・被保険者の闘争行為。 ・戦争、その他の変乱(*8)、放射線照射、放射能汚染。 ②他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ③旅行開始前または旅行終了後に発生したケガ。	例えば、 ①次のような原因により生じたケガ。 ・被保険者や保険金受取人の故意。 ・けんか、自殺、犯罪行為。 ・戦争、その他の変乱(*8)、放射線照射、放射能汚染。 ・被保険者の闘争行為。 ・戦争、その他の変乱(*8)、放射線照射、放射能汚染。 ②他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ③旅行開始前または旅行終了後に発生したケガ。	例えば、 ①次のような原因により生じた携行品損害。 ・被保険者の故意または重大な過失。 ・被保険者や保険金受取人の故意。 ・けんか、自殺、犯罪行為。 ・戦争、その他の変乱(*8)、放射線照射、放射能汚染。 ・被保険者の闘争行為。 ・戦争、その他の変乱(*8)、放射線照射、放射能汚染。 ②職務遂行に関する(仕事上)の賠償責任。 ③航空機、船舶(*10)、車両(*11)、銃器(空気銃を除きます)の所有・使用・管理に起因する賠償責任。 ④親族に対する賠償責任。 *10: ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 *11: レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的スノーモービル等はお支払いの対象となります。	例えば、 ①次のような原因により生じた携行品損害。 ・被保険者の故意または重大な過失。 ・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。 ・戦争、その他の変乱(*8)。 ・放射線照射、放射能汚染。 ・被保険者の故意。 ・けんかや自殺行為(死亡された場合はお支払いの対象となります)。 ・犯罪行為。 ・山岳登山(*9)、その他危険な運動中のケガ、高山病等による入院または遭難。 ②むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの。 ③妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気および不妊症の治療による入院。 ④歯科疾病による入院。 ⑤無免許、酒気帯び、麻薬・危険ドラッグ等を使用した運転中に生じた事故による入院。		

- \*1:ビューゴールドプラスカード会員と同一行程でご旅行される生計を一にする20歳未満のお子様をいいます。
- \*8:戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為は除かれます。
- \*9:ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの

注 保険金のお支払いを行うことにより、保険会社が制裁等を受けるおそれがある場合は、その損害に対しては保険金をお支払いしません。

### 3. 死亡保険金の受取人について

保険金受取人は、被保険者の法定相続人となります。受取人の指定は出来ません。

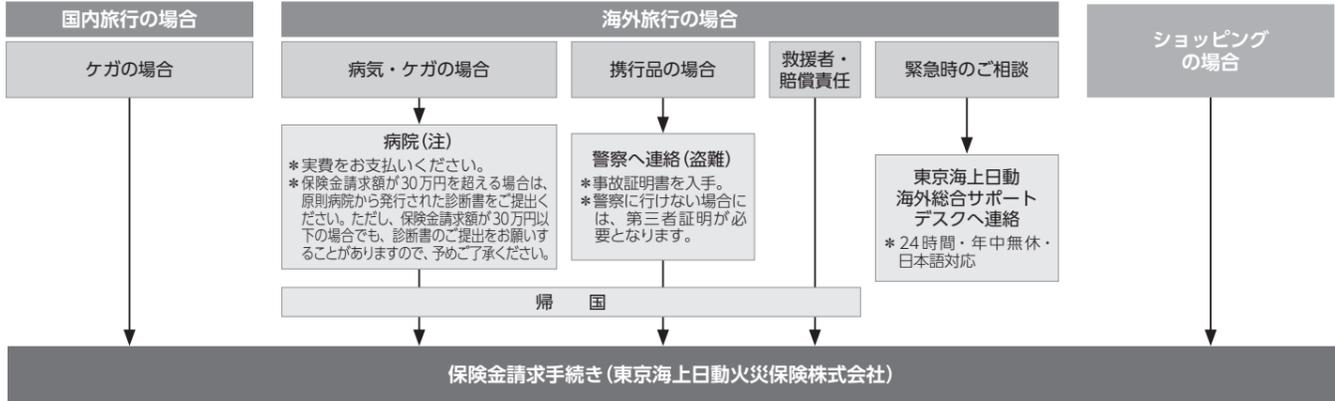
### 4. ショッピング保険の補償内容(利用付帯)

被保険者(保険の対象者)はビューゴールドプラスカード会員(本人会員ならびに家族会員)となります。

担保項目	ショッピング保険	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
金額	年間300万円限度 (1事故あたり自己負担額5,000円)	被保険者1名あたりの年間総額を300万円とし、ビューゴールドプラスカードのご購入額あるいは購入店の領収証に記載された商品の購入金額(修理が可能な場合は修理金額が購入金額のどちらか低い金額)から、自己負担額5,000円(免責金額)を控除した金額を限度にお支払いします。 ※購入した商品の代金の一部をカードで支払った場合、カード利用額から自己負担額を控除した額を限度とします。	①被保険者の故意または重大な過失。 ②保険金受取人の故意または重大な過失。 ③戦争、内乱等。 ④放射線照射、放射能汚染。 ⑤保険の対象の性質による濡れ、腐敗、変色、変質、かび、腐食、腐食、ヨソ、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他これらに類似の事由またはねずみ食いまたは虫食い等。 ⑥保険の対象のかしこによって生じた損害。 ⑦被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害。 ⑧電気的または機械的故障によって保険の対象に生じた損害。 ⑨詐欺または機嫌の悪化によって保険の対象に生じた損害。 ⑩保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害。 ⑪地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害。 ⑫台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災によって生じた損害。 ⑬カード会員が引当しを受け前記補償の対象となる商品に生じた損害。 ⑭保険の対象が、保険の対象の購入者以外の者に次のいずれかの形態で譲渡された場合。 ア. 有償で譲渡された場合。 イ. 保険の対象と同種の物の販売または廃棄を業とする者に販売用の物または廃棄すべき物として譲渡された場合。 ⑮対象外物件に生じた損害。
保険金をお支払いできない主な場合	被保険者が、ビューゴールドプラスカードを利用して補償期間中に購入した商品が購入日より90日以内に、破損、盗難、火災等の偶然な事故により損害を被った場合。	被保険者1名あたりの年間総額を300万円とし、ビューゴールドプラスカードのご購入額あるいは購入店の領収証に記載された商品の購入金額(修理が可能な場合は修理金額が購入金額のどちらか低い金額)から、自己負担額5,000円(免責金額)を控除した金額を限度にお支払いします。 ※購入した商品の代金の一部をカードで支払った場合、カード利用額から自己負担額を控除した額を限度とします。	<主な対象外物件> ・不動産。 ・船舶(ホバークラフト、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます)、航空機(ヘリコプターおよび飛行船を含みます)、自動車、自動二輪車、雪上オートバイ、モーターバイクおよびこれらの付属品。 ・原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、スキーおよびこれらの付属品。 ・義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡およびこれらに類する物。 ・動物および植物。 ・小切手および手形その他の有価証券、現金、印紙、切手、乗車券類(鉄道および船舶の乗車券、航空機の乗車券ならびにその定期券)ならびに宿泊券、観覧券、旅行券その他あらゆる種類のチケット。 ・食料品。 ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物。 ・ラジコン模型、ラジコンヘリ、無人ヘリおよびこれらの付属品。 ・ソフトウェアまたはプログラム等の無体物。 ⑭携帯式電子機器(移動電話、ポケットベル等の通信機器、ノート型パソコン、ウェブ等の携帯式電子機器およびこれらの付属品)。 ・1個または1組の価格が30万円を超える貴金属、時計、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品。 ・1個または1組の購入価格が5万円以下の物。

## 2 保険金のご請求

### 1. 保険金請求時の手順



ウェルネス保険金サポート部 傷害保険サポート第2チーム TEL <b>03-6632-0694</b> (9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始休)	海外旅行保険損害サービス室 TEL <b>03-5537-3590</b> (9:00 ~ 17:00 土・日・祝日・年末年始休)	ウェルネス保険金サポート部 傷害保険サポート第2チーム TEL <b>03-6632-0694</b> (9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始休)
--	---	--

(注) 東京海上日動海外総合サポートデスクへのご連絡により、治療費の立替払いが可能な場合があります。

### 2. 保険金の請求に必要な書類

事故の日から30日以内に東京海上日動火災保険株式会社へご連絡ください。保険金請求方法の詳細についてご案内いたします。

ご請求になる保険金の種類	国内旅行傷害保険				海外旅行傷害保険							ショッピング保険
	傷害死亡	傷害後遺障害	入院手術通院	傷害死亡	傷害後遺障害	傷害治療費用	疾病治療費用	賠償責任		携行品損害	救援者費用	
必要書類								対人	対物			
保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日本出入国およびご本人のお名前を確認できる書類*1				○	○	○	○	○	○	○	○	
事故証明書(公の機関、やむをえないとき第三者のもの)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医師の診断書*2		○	○		○	○	○	○	○	○		
治療費の明細書および領収書						○	○	○	○	○		
示談書または念書								○	○	○		
第三者の損害を証明する書類								○	○			
購入時の領収書・保証書類・修理見積書等										○		○
死亡診断書または死体検案書	○										○	
被保険者の戸籍謄本	○										○	
被保険者の法定相続人の戸籍謄本	○			○							○	
被保険者の法定相続人の印鑑証明書	○			○							○	
3日以上入院を証明する書類											○	
損害箇所の写真											○	○
その他の関係書類	詳しくは事故受付の際にご案内をさせていただきます											

\*1：eチケットもしくはパスポートのコピー(日本出入国のスタンプのページおよびお写真のページ)等  
\*2：保険金請求額が30万円を超える場合は、原則病院から発行された診断書をご提出ください。ただし、保険金請求額が30万円以下の場合でも、診断書のご提出をお願いすることがありますので、予めご了承ください  
(注) 保険金を請求するときは○を付した書類のうち東京海上日動火災保険株式会社が求めるものを提出いただけます。

## 3 同種の保険に加入している場合について

下記は、一般的なクレジットカード付帯保険および任意加入の保険についてご説明したものです。詳細については、各カード会社、各引受保険会社にお問い合わせください。

### 1. 国内旅行傷害保険

#### A 同種の保険契約が付帯されている他のクレジットカードをお持ちの場合のお支払保険金について

・傷害死亡・後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金  
お客様のお受取になる保険金額は、合算額ではなく、それらのうちの最も高い保険金額となります。

#### B 他に任意の保険契約に加入されている場合のお支払保険金について

・傷害死亡・後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金  
お客様のお受取になる保険金額は、クレジットカード付帯保険の保険金額(クレジットカードを複数枚お持ちの場合は上記Aご参照)と任意加入保険の保険金額の合算額となります。

### 2. 海外旅行傷害保険

#### A 同種の保険契約が付帯されている他のクレジットカードをお持ちの場合のお支払保険金について

a. ビューゴールドプラスカードと他の個人カード(ビューカードの複数枚所持を含む)をお持ちの場合  
・傷害死亡・後遺障害保険金  
お客様のお受取になる保険金額は、合算額ではなく、それらのうちの最も高い保険金額となります。

・その他の保険金  
お客様のお受取になる保険金額は、合算額となります(ただし、実際の損害額が限度となります)。  
b. ビューゴールドプラスカードと法人カード(ビュー法人カードを含む)をお持ちの場合  
・傷害死亡・後遺障害保険金  
お客様のお受取になる保険金額は、合算額となります。  
※法人カードを複数枚お持ちの場合のお客様のお受取になる保険金額はご加入のカード会社へご確認ください。

・その他の保険金  
お客様のお受取になる保険金額は、合算額となります(ただし、実際の損害額が限度となります)。

#### B 他に任意の保険契約に加入されている場合のお支払保険金について

・傷害死亡・後遺障害保険金  
お客様のお受取になる保険金額は、クレジットカード付帯保険の保険金額(クレジットカードを複数枚お持ちの場合は上記Aご参照)と任意加入保険の保険金額の合算額となります。  
・その他の保険金  
お客様のお受取になる保険金額は、合算額となります(ただし、実際の損害額が限度となります)。

### 3. ショッピング保険

お客様のお受取になる保険金額は、合算額となります(ただし、実際の損害額が限度となります)。

## 4 東京海上日動海外総合サポートデスク連絡先

### 東京海上日動海外総合サポートデスクについて

海外旅行中にケガをされたりご病気になられた場合、または盗難などの様々なトラブルに遭われた場合等、お困りの場合には「東京海上日動海外総合サポートデスク」へお電話ください。専任のスタッフが、状況に応じて「最寄の病院の紹介、病人・けが人の移送の手配、救援者に関する各種サービスなど」を提供致します。なお、海外総合サポートデスクでのご相談は日本語で受付しますが、現地で手配される病院・移送機関等では日本語が通じない場合もありますのでご注意ください。

#### 【サービスご利用方法】

下記連絡先にお電話ください(LINE 無料電話でもお問い合わせいただけます)。受け付けは東京で集中して行っております。なお、お電話頂く際には①被保険者であること、②カード番号、③緊急事態の詳細(傷害・疾病の状況、原因及び所在地)、④その他担当者が求める情報をご説明ください。

#### 【サービスご利用にあたってのご注意事項】

●海外総合サポートデスクのご利用にあたっては、カード会員の資格確認のためにカード番号をお伺いし、また日本ご出国日を確認するためにパスポートのコピー等をファックスまたはメールでお送り頂きます。ご提供頂く情報に不足がある場合には、本サービスをご利用頂けませんので予めご了承ください。

### 「東京海上日動海外総合サポートデスク」LINE 無料通話<sup>\*3</sup>のご案内

スマートフォンから、コミュニケーションアプリ「LINE」を利用して、東京海上日動海外総合サポートデスクにお問い合わせいただけます。日本から持っていく携帯電話でフリーダイヤルにかけると、海外ローミング料金が発生することがありますが、LINEの無料通話<sup>\*3</sup>の場合、Wi-Fiに接続できる環境があれば無料で東京海上日動海外総合サポートデスクへお問い合わせいただけます(左記記載の、海外フリーダイヤルもご利用いただけます)。

\*3 専用サイトの通話発信ボタンをタップしていただくと、LINEが起動し、インターネット経由で「東京海上日動海外総合サポートデスク」と無料通話ができる機能です。

<http://www.intac-net.co.jp/line/card/>

◎LINE 無料通話でのご連絡方法◎

- 上記二次元バーコードから専用サイト<sup>\*4</sup>にアクセスします。
- 専用サイトの「オペレーターと話す」のボタンをタップします。
- メッセージに従い「発信」ボタンをタップすると、海外からもワンタッチで東京海上日動海外総合サポートデスクに繋がります。
- LINEアプリからの発信はできません。専用サイトからご利用ください。  
※画面イメージは実際の画面と異なる場合があります。

(ご注意点)  
・パケット通信料はお客さまの負担となります。Wi-Fi環境で利用されることをお勧めいたします。  
・東京海上日動海外総合サポートデスクからお客さまのLINEアプリへの発信はできません。折り返し電話を希望される場合は、お客さまが利用可能な滞在先の電話番号へご連絡いたします。  
・LINEアプリのトーク機能(チャット)はご利用いただけません。  
・お客さまの滞在エリアによってはご利用いただけない場合があります。  
・通信環境や端末スペックなどにより、通話品質に影響が生じる場合があります。  
・本サービスは、スマートフォンでLINEアプリをインストールしてからご利用ください。  
・本サービスは、海外に滞在中のお客さまを対象にしております。帰国後の保険金のご請求に関するお問い合わせは、日本国内の保険金ご請求ダイヤル(03-5537-3590 9:00 ~ 17:00 土・日・祝日・年末年始休)をご利用ください。

以下に掲載されている国・地域については、フリーダイヤルを設定しております

	滞在地	電話番号		滞在地	電話番号
北米	アメリカ合衆国本土(アラスカを除く)	1-800-446-5571	ヨーロッパ	ベルギー	0800-1-8115
		1-800-446-5571		ポルトガル	800-8-81-127
		1-888-841-7905		ルクセンブルク	8002-2863
		1-866-666-5127		ロシア	810-800-20041081
		1-800-665-6779		アラブ首長国連邦	800-081-0-0065
		1-800-623-0164		イスラエル	1-80-947-8001
中南米	チリ	1230-020-2474	アジア	インドネシア	001-803-81-0154
	アイルランド	1-800-55-8166		韓国	00798-81-1-0068
	イギリス	0800-028-6560		シンガポール	800-811-0423
	イタリア	800-8-70715		タイ	001-800-811-0215
	オーストリア	0800-281-284		台湾	0080-181-2233
	オランダ	0800-022-5777		中国	4001-202989
	ギリシャ	00-800-8113-0008		トルコ	00-800-8191-9166
	スイス	0800-55-5692		フィリピン	1-800-1-811-0177
	スウェーデン	020-791-027		香港	800-96-6933
	スペイン	9009981-64		マカオ	0800-449
ヨーロッパ	デンマーク	8001-0516	マレーシア	1800-80-3072	
	ドイツ	0800-1-81-1391	オーストラリア	1-800-146-401	
	ハンガリー	06-800-11886	ニュージーランド	0800-44-8461	
	フィンランド	0800-1-181-33	南アフリカ共和国	0800-98-3595	
	フランス	0800-909634			

### ＜フリーダイヤルご利用にあたってのご注意事項＞

電話機の種類によっては、現地の通信事情等によりフリーダイヤルにつながらないことがあります。特に日本から持ち込まれた携帯電話でつながることが多く見られます。この場合には、右記の「ダイヤル直通」「国際コレクトコール」または上記の「LINE無料通話」のいずれかでご連絡ください。

・ホテル等からお電話いただく場合は、備え付けの電話案内等で外線へつなぐ方法をご確認のうえ、外線番号に続けて上記の番号を順番に押してください。  
・公衆電話からお電話いただく場合は、それぞれの電話機の注意事項等をご確認のうえ、上記の番号を順番に押してください。  
・お手持ちの携帯電話からのかけ方や通話料金等の詳細は、ご加入の各携帯電話会社にご確認ください。

・東京海上日動火災保険株式会社負担となる料金は、ご滞在中の国と東京の東京海上日動海外総合サポートデスク間の国際通話料のみとなります。たとえば、以下のような費用はお客様のご負担となりますので、予めご了承ください。  
1. 滞在中の国以外から持ち込んだ携帯電話の国際ローミング料金  
2. 現地の市内通話料金  
3. ホテル等で別途発生する利用料金

上記以外の国・地域の場合は、  
ダイヤル直通または国際コレクトコールにて  
**(81)-3-6758-2460**へ  
ご連絡ください。

### ビューゴールドプラスカードに関するお問い合わせ

#### 株式会社ビューカード

・ビューゴールドデスク(9:00~20:00)  
**0120-992-190 03-6685-7755**

※臨時休業・受付時間は予告なく変更になる場合がございます